令和6年度 多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業 みやぎぶたたま商品販売会 実施要項

宮城県農政部畜産課生 産振 興 班

1 目 的

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業の一環として、県畜産物(卵・豚肉)及びそれ を活用した商品のPRや情報発信を行い、県畜産物の認知度向上や、消費拡大を促進する。

2 主催

宮城県農政部畜産課

3 実施場所

県庁行政庁舎1階玄関ホール西側(別紙図面参照)

4 出展料

無料

5 実施期間

- (1) 令和6年9月19日(木)から9月20日(金)まで
- (2) 令和6年11月20日(水)から11月21日(木)まで
- (3) 令和6年12月19日(木)から12月20日(金)まで
- (4) 令和7年1月20日(月)から1月21日(火)まで
- (5) 令和7年2月20日(木)から2月21日(金)まで
- ※いずれも2日間、概ね毎月20日(ぶたたまの日)に開催。

6 準備及び撤収

準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までとする。 販売時間は、原則午前10時から午後2時までとする。

7 実施内容

(1) 出展対象者

食品等事業者(小売業・飲食店)、採卵養鶏生産者(直売)、生産者団体県、市町村(単独・広域又は複数)

(2) 販売物

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で、事前に販売商品として届出した食品 (生鮮食品、加工食品)とし、次の要件を満たすこと。

- ・ 県内で生産された鶏卵もしくは豚肉を原料に使用して製造されたもので、銘柄(ブランド)あるいは生産者(生産農場でも可)を明記して販売するもの。
- ・ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケースを持ち込むこと。
- 実施場所での調理行為、火器の使用は厳禁。
- ・ 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令 に定める規定に違反していないもの。
- (3) 出展・販売にあたっての注意事項
 - ・ 団体においては実施条件を厳守し、運営責任者を実施団体内から選任すること。
 - ・ 出展にあたっては、事前に仙台市保健所青葉支所に食品衛生法に基づく営業届を 提出すること。

食品表示法に関すること

● 令和4年4月1日から、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合が最も高い原材料 に対して、その原産地の表示が義務付けられています。

(参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/quality/country_of_origin/index.html#business

◆ 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わります。(任意表示の変更) (参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/gene tically_modified/

食品衛生法に関すること

- 令和3年6月1日から、原則、・全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。本販売会に出展する場合は、一部の届出対象外営業者(採取業等)を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所(青葉区役所内)』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品(包装品)や弁当・総菜の販売も届出対象になりますので注意してください。

(参考)厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196. html

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページ

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/houkaisei.html https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/junshu.html

(4) 使用可能な備品等

イ 貸し出し可能な備品

折りたたみテーブル(大) 1台(240cm×75cm)

折りたたみ椅子 2台(44cm×51cm×74cm)

- ロ 持ち込み可能な備品
 - ※夜間保管場所がないため、1日ごとに持ち帰ること。
 - ・貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品
 - ・販売スペース内に設置可能なもの(パンフレットスタンド等)
 - ・テーブル(上記の折りたたみテーブルのサイズに準じる大きさのもの)
 - ・冷凍・冷蔵ケース:電気容量 1,200W 以内でかつ指定された販売スペース内に設置できる場合に限る。
 - ・のぼりを使用する場合は、ポールおよびポールスタンドは各自用意すること。
 - ・ポスター等の掲示用パネルについては、事前に相談すること。(壁への貼付けは不可)
- (5) 搬出入の際は、県庁舎北側のサービスヤードを使用すること。
- (6) 出展者用の駐車場として、県指定駐車場(ふるさとビル)を1事業者につき1台まで利用可とする。
- (7) 補助金の活用について

本販売会への出展に係る経費(備品のレンタル費や搬送費等)は、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業(消費促進活動支援メニュー)補助金の対象となるので、積極的に活用されたい。

6 出展手続き

(1) スケジュール

時期	手続き
開催約1ヶ月前	出展希望票の提出
	実施までのスケジュールや必要な書類等について、畜産課から実
	施主体へ電子メールで通知
開催約2週間前	イベント企画書・行政庁舎1階玄関ホール使用届書・販売商品一覧
	を畜産課まで電子メールで提出
開催約1週間前	駐車許可証等を出展者へ送付
開催終了後1ヶ月以内	展示・即売会に係る売上額を畜産課まで報告

(2) 出展期間

一つの出展者あたり2日単位の出展を原則とする。ただし、複数の事業者が共同で出展する等の場合においては、出展者全体で2日の開催期間としてもよい。単日出展も認めるが、出展希望が多数となった場合には、2日単位の出展者を優先する。

また、複数月の出展を認めるが、出展希望が多数となった場合は、初めての出展者を優先する。

7 実施条件

実施に際しては、以下の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても、直ちに展示・即売を中止 させることとなるので、十分留意すること。

- (1) 出展者は運営責任者を選任し、次の役割を担わせること。
 - イ 展示・即売会の運営全般に対する管理指導
 - □ HACCPに沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導
 - ※ 運営責任者は事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。
 - ※ 販売商品の表示について、期間の初日に確認指導を実施する場合があるので、運営 責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知 徹底を図ること。
- (2) 本事業は、県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。
- (3) 本要項の1の記載のとおり、本事業は多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業の 一環で開催するものであり、宮城県産畜産物(豚肉・卵)、またはそれらを原材料とした 加工食品の販売を行い、地産地消の推進に努めること。
 - ※県から、県主催の販売会の開催チラシや県産畜産物紹介パンフレット等の設置を

求めることがあるため、その際には展示スペース内の設置に協力すること。

- (4) 当日は、以下の事項を遵守すること。
 - イ 指定された実施区域を厳守すること。備品等は区域をはみ出して設置しないこと。
 - □ HACCPに沿った衛生管理を徹底すること。
 - ハ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を展示・即売する場合は、適切に温度管理 ができる冷凍・冷蔵庫を持ち込むこと。
 - 二 行政庁舎内での開催であることから、他の目的で訪れる一般来庁者や見学者の妨 げにならないように十分配慮すること。特に、密封包装とするなど、においが漏れな いように対応策を講じること。
 - ホ 試食は、禁止とする。
 - へ 呼び込み行為は、行わないこと。
 - トポスター等の壁面への貼付は行わないこと。
 - チ 使用済みの段ボール箱やゴミは持ち帰ること。また、来庁者の目に触れる場所にゴミ等を放置しないこと。
 - リ 原則として、商品の取り置きは行わないこと。客からの強い要望等により、商品を預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うこと。
 - ヌ 販売商品の苦情等については、出展者が対応すること。

展示・販売ルール

宮城県農政部畜産課

以下のルールを必ず守って、販売商品や販売会場の管理を徹底していただくようお願いいたします。

出展スペース・実施時間	・販売場所は、決められた出展スペース (7.8m× 2.5m)内で行ってください。ポールやパンフレ
	ット等も壁からはみ出さないように設置してください。
	・実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までとなります。(販
	売時間は午前10時から午後2時まで)
販売商品	・要項の要件を満たす商品であること。(銘柄もしくは生産者や農場名が明記されていること)
	・事前に販売商品として届出していること。(<mark>事前届出がない商品は販売不可</mark>)
	・においの強い商品は、密閉包装とする等においが漏れない工夫をすること。
試飲・試食	原則禁止とします。
食品表示	・法律を遵守した食品表示をすること。
	・販売する商品の 食品表示が適正でない場合には、販売不可 のためご注意願います。
販 売 方 法 等	・出展者においても「ポスター」や「のぼり」等により来庁者等に周知するよう取り組んでください。
	・呼び込み行為は、一切行わないでください。
	・常に衛生管理を徹底し、在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。
	・他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。
周知について	・出展決定後は、実店舗等において顧客に出展の周知を行っても構いません。
	・当日は、「ポスター」や「のぼり」等により来庁者等への周知に取り組んでください。
搬入/搬出車両駐車場	・搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。
	 ・車両の駐車場については、1事業者につき1台まで県庁指定駐車場に駐車できます。荷物搬入
	後、指定の駐車場に駐車願います。
	 ・指定駐車場の利用可能時間は午前8時から午後6時までです。夜間の駐車が必要な場合は民
	 間駐車場をご利用ください。
衛生管理	・HACCPに沿った衛生管理を徹底してください。
	・HACCPや営業届出制度等について不明な点は、仙台市保健所青葉支所等へご確認ください。
ゴミの処理	・ゴミは原則持ち帰りです。
	・販売会終了後は清掃を行ってください。
禁止事項	・ポスター等の壁面への貼付は禁止です。
	・県庁ロビーは、飲食禁止です。
	^^// ↑
	合にのみ持込可能です。
	11-20-7-13-2-7-13-2-7-9
	能と判断したもののみに限ります。
	・県では荷物の預かりは一切行いません。商品取り置きの際は連絡先を聞き、代金決済は商
注 意 点	品と引換に行うことを徹底してください。
	・テーブル等の県からの貸出備品を破損した場合は、出展事業者・団体に弁償していただくこと
	となりますので、丁寧に使用してください。
	C9/6/4/01 TICKING CVICCO.